



平成 27 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 UBIC
代表者名 代表取締役社長 守本 正宏
(コード番号：2158、東証マザーズ)
(ティッカーシンボル：UBIC、NASDAQ)
問合せ先 執行役員 管理本部長 谷口 正巳
(TEL. 03-5463-6344)

レビューセンター（ワシントンDC）設立に関するお知らせ

当社は、米国市場における大型レビュー案件の需要に対応するために、ワシントンDCに新たにレビューセンターを設立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. レビューセンター設立の目的

当社は、ディスカバリ（注1）支援業務の主要市場である米国での拡大成長のために、平成 26 年 8 月にテックロー・ソリューションズ社（TechLaw Solutions, Inc.）を子会社化して、事業体制を強化してきました。その結果、米国東海岸を中心とする米系企業、法律事務所、米国政府機関に豊富な顧客層を持つ同社が加わることで新たな案件獲得が進むなど、一定の成果をあげることができました。

最近では、東海岸にて大型のレビュー（注2）案件なども獲得できるようになってきており、より多くの顧客ニーズに対応するために、レビューセンターを新たに設立いたしました。本レビューセンターは、米国政府機関が集中するワシントンDCに位置しており、カルテル調査やセカンドリクエスト（注3）をはじめとする大型案件への対応が可能となります。また、当社のレビューセンターでは、当社独自の人工知能による Predictive Coding を活用することで、高品質、高効率、大幅なコスト削減を実現することができます。

今後は、これまで当社が培ってきた最先端のテクノロジーや革新的な製品・サービスによる技術優位性と、テックロー・ソリューションズ社の豊富な顧客層や販売チャンネルによって、米国市場における大型案件獲得を加速していきます。

（注1）ディスカバリ

米国の訴訟における証拠開示制度で、訴訟の当事者が関連情報を相手方に提出する手続きを指します。最近では、企業に存在する資料のほとんどが電子データで作成されているため、電子データの開示手続を特に e ディスカバリといいます。

（注2）レビュー

ディスカバリの工程の一つであり、証拠となり得る膨大な情報の中から、訴訟に関係する文書とそうでない文書を仕分ける作業を指し、ディスカバリコストの約 7 割を占めます。

（注3）セカンドリクエスト

アメリカでの企業買収において、連邦取引委員会等が「競争制限効果(anticompetitive effect)」の恐れがあり、追加調査が必要であると判断した場合、米国独占禁止法（HSR法）に基づき追加資料の提出と質問状を送付することができる制度を指します。

2. レビューセンターの概要

- ・名 称：K Street Review Center
- ・所 在 地：1990 K Street, NW 3rd Floor, N.W, Washington, D.C.
- ・総面積：1,393 m²
- ・設備内容：160 席
- ・開 設 日：平成 27 年 7 月 10 日

3. 今後の見通し

本レビューセンター開設に伴い発生する費用は、平成 27 年 5 月 13 日に発表いたしました平成 28 年 3 月期業績予想に織り込み済みですが、業績に与える影響は軽微であります。

以 上